



社労士 NEWS >>>

>>> 2017.10 Vol.083

発行 >>> 行政書士・社会保険労務士へんみ事務所 URL : <http://www.henmiadm.jp>
〒983-0834 仙台市宮城野区松岡町 20-61
Tel > 022-292-2351 Fax > 022-292-2352

CONTENTS >>>

- 賃 金 > 地域別最低賃金の改定について
- 年 金 > 年金の運用事情
- 提 供 > 経営に役立つビジネスレポート

1. 賃 金 地域別最低賃金の改定について

厚生労働省から平成29年度の地域別最低賃金の改定額が公表されました。これを受けて、9月30日から10月中旬までに全都道府県で順次改定額が発効されます。今回のニュースでは、最低賃金の概要と改定の推移、会社が注意すべき点について取り上げます。

1. 最低賃金の概要

「最低賃金」とは、最低賃金法に基づき、国が賃金の最低限度を定めるものです。その額を下回る賃金を定めた場合は、労使合意の上で定めたとしても無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとされます。

最低賃金は時間額で定められており、時間給以外で賃金を定めた場合は、臨時の手当や賞与、時間外・休日割増賃金等を除いた上で、所定の方法で時間額に換算して、最低賃金額と比較することになります。

また、最低賃金には、各都道府県別に定める地域別最低賃金と、特定の産業について定める特定（産業別）

最低賃金とがあり、いずれか高い方が適用されます。

2. 平成29年度の改定額と近年の改定額推移

今回の改定額は、全国加重平均額で848円(前年度比25円増、引上げ率3.03%)となり、各都道府県で22～26円の増額となっています。

近年の改定額推移は以下の通りで、引上げ率でみると昨年度から2年連続で3%以上の増加となりました。このことについては、「(最低賃金を)年率3%引き上げて1,000円を目指す」とする政権の意向が反映していると考えられます。

地域別最低賃金の全国加重平均額と引上げ率の推移

(単位：円、%)

年度 最低賃金額	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
時間額	687	703	713	730	737	749	764	780	798	823
対前年度引上げ額	14	16	10	17	7	12(*)	15	16	18	25(*)
(前年比、%)	(2.08)	(2.33)	(1.42)	(2.38)	(0.96)	(1.63)	(2.00)	(2.09)	(2.31)	(3.13)

※ (注) 1 金額は適用労働者数による全国加重平均額である
2 ()内は引上げ率 (%) を示す
3 (*)は全国加重平均の算定に用いる経済センサス等の労働者数の更新による影響分 (24年度は+2円、28年度は+1円) が含まれる (厚生労働省のホームページより抜粋)

3. 会社が注意すべき点

最低賃金の改定は、毎年8月頃に全ての都道府県分の額が公表され、9～10月頃に発行します。もし、賃金テーブルの下限額を最低賃金程度の水準として定めているのであれば、改定が行われる時期には最低賃金割れを起こさないか注意する必要があります。

なお、違反している企業の大半は、認識不足が原因で、最低賃金未満の支払いをしてしまっています。平成20年12月に厚生労働省が公表した『平成20年1月～3月、7月の地域別最低賃金の履行確保に係る監督指導結果』では、地域別最低賃金額以上を支払っていない理由について、「適用される最低賃金額を知らなかった」(26.9%)、「最低賃金額改定後に賃金改定をしていなかった」(19.3%)「賃金を時間額に換算して比較していなかった」(11.7%)の3つが全体の約6割を占める旨を報告しています。

しかし、違反時のデメリットは会社にとってかなり大きなものとなります。最低賃金以下の賃金額しか支払っていない場合、先述のとおり最低賃金との差額を支払わなければならないほか、地域別最低賃金に違反する

場合は50万円以下、特定(産業別)最低賃金に違反する場合には30万円以下の罰金が課せられる可能性があります。また、本年5月から開始された労働関係法令違反の企業名の公開により、違反内容と企業名が厚生労働省のホームページ上で掲載されるリスクもあります。

4. おわりに

最低賃金は、基本的には毎年増額改定が行われており、特に本年は平成14年度以降で最高額の引上げになるなど、企業の人材に対する費用負担も年々大きくなってきています。また、昨今では労働力不足から、人材を確保するために賃金を引き上げざるを得ない状況にもなっています。

厚生労働省では、賃金の引き上げに苦慮する中小企業に向けて、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合に受給できる『業務改善助成金』により支援をしています。最低賃金への対応から助成金の申請についてご相談がございましたら弊所までお気軽にご相談ください。

2. 年金 年金の運用事情

厚生労働省は8月10日、平成28年度の年金特別会計の収支決算を発表しました。厚生年金は時価ベースで10兆5031億円の黒字となり、厚生年金と国民年金を合わせた積立金残高の合計は、市場での運用を始めた01年以降最高の153兆4130億円となっています。

本稿では、私たちが負担する年金保険料がどのような運用をされ、また、企業や労働者にどのような影響を与えるのかについて概説してまいります。

1. 公的年金制度の財政方式

日本の公的年金は、基本的にその年に支払われた保険料を当該年の給付原資としています(賦課方式)。そのため、少子高齢化が進行すると、保険料負担増と給付水準低下が避けられなくなります。上記のような積立金は、現役世代の人数が多かった時代に積立てられ、将来の年金給付原資を確保するために運用されています。そして、年金積立金の運用は、年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)という組織が、厚生労働大臣から寄託を受けて管理・運用しています。

(右図はGPIFのホームページより抜粋)

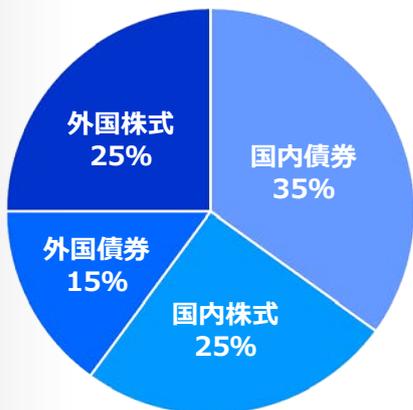


2. 運用損益の波と、考えられる影響

昨年度の年金積立金の運用は約10兆円の黒字でしたが、一昨年は約5.3兆円の赤字を計上し、年金制度の信用問題が当時のニュース等でも大きく取り上げられました。

年金積立金は下図のとおり半分以上が株式や外国債券で運用されており、市場変動に大きく影響されます。ただ、市場での運用を開始して以来の16年間では約53兆円の累積収益額を計上しているうえ、年金積立金の運用は長期的な観点から行うものであり、短期的な評価損は年金財政上の問題は全く生じさせない、というのが政府の見解となっています。たしかに、年金積立金を使い切るまでに、賦課方式が成り立つバランスが実現できれば良いのですから、毎年の運用損益だけを見て一喜一憂することは、合理的ではないように思われます。

基本ポートフォリオで定める資産構成割合



(GPIF のホームページより抜粋)

ただ、これからの運用成績によっては、計画よりも早く積立金が枯渇し、給付原資を、会社においては保険料負担増、労働者においては現役時の保険負担料増や給付減、支給要件引上げといった手段で確保せざる得ない事態を招くかもしれません。

3. おわりに

少子高齢化が進展する中、テレビやインターネット等では「年金制度は既に破綻している」との論説があります。これは短絡的な考えであるように思われますが、支給開始年齢が年々引き上げられていくなどといったこともあり、国の年金に依存し過ぎるのはリスクとして認識しておく必要があります。老後の生活保障を国に頼りきりにするのではなく、個人や会社が自主的に将来への備えをしていく時代が来ていると捉えることもできるでしょう。

それぞれの労働者が自身の老後の資産設計をすることはもちろん重要ですが、会社にとっても、労働者の退職後の生活について検討することは、意義があります。人手不足が深刻化している現在において、労働者の福利厚生を手厚くすることは、求人においても有利になり、今いる労働者にとっても長期勤務のためのインセンティブになります。また、50代の労働者を対象にライフプランセミナーや相談会を実施し、老後の資産形成等についての啓発を行う大手企業が多くありますが、まだ実施されていない企業においては実施を、既に実施している企業においては30代～40代の労働者向けに早い段階から実施していくことも福利厚生の一環として有益かもしれません。

Q & A

記事の中でちょっと気になる豆知識をご案内。今回は、1ページ目の『地域別最低賃金の改定について』に関連する豆知識をお伝えします。



Q. 地域別最低賃金と特定（産業別）最低賃金について、違いを教えてください。

A. 具体的には以下のような違いがあります。

	地域別最低賃金	特定（産業別）最低賃金
役割・機能	●すべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネット	●企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するもの
適用対象	●産業・職業を問わずすべての労働者に適用 ●都道府県ごとに適用	●産業又は職業ごとに適用 ●その産業の「基幹的労働者（※）」に適用 ※当該産業に特有／主要な業務に従事する労働者
決定方式	●行政機関に決定を義務付け (全国各地域について必ず決定されなければならない)	●関係労使の申出により新設、改正又は廃止 ●新設、改廃は労使のイニシアティブによる
効力	●刑事的な効力（50万円以下の罰金） ※労働基準法第24条違反との関係は法条競合 ●民事的な効力 (最低賃金に満たない賃金を定めた労働契約は無効)	●刑事的な効力は、最低賃金法にはなし ※労働基準法第24条違反（30万円以下の罰金） ●民事的な効力（同左）

(厚生労働省のホームページより抜粋)

3. 提 供

『経営に役立つビジネスレポート』を無料でご提供いたします！

弊所がお届けする“ビジネスレポート”は、経営に役立つ情報が満載です！
 例えば「**マネジメント関連**」では経営戦略、企画・営業、広報、生産・物流、人事管理等の情報を、「**ビジネス関連**」では卸・小売、食品、製造、不動産、情報・通信等の各業界情報を、その他「**ビジネス以外**」では、生活分野、健康、環境、豆知識など、多岐にわたる経営情報を取り揃えております。
 以下の中からお興味があるテーマがございましたら、弊所あてにお電話いただくか下記フォームに必要事項をご記入のうえFAXをお送りください。
 ご希望のレポートを“無料”にてお届けいたしますので、お気軽にお申し込みください。



今月のおすすめビジネスレポート

マネジメント関連

レポート番号	タイトル	内容
# 1625 (全 9 ページ)	我が社の社員が逮捕！ そのとき社長はどうする	<ul style="list-style-type: none"> ・「社員が逮捕」そのときどうする ・逮捕後の刑事手続について ・社員が逮捕された後取るべき初動対応 ・懲戒処分の検討 ・その他の対応 他
# 1548 (全 8 ページ)	中小企業の退職金・年金の決め方	<ul style="list-style-type: none"> ・なぜ、退職金をやめる会社が増えるのか ・会社が負担する退職給付等の費用 ・退職金制度を廃止する方向 ・退職金制度を見直す方向 他
# 1630 (全 6 ページ)	詳しく知りたい消費税の還付制度	<ul style="list-style-type: none"> ・複雑な消費税還付制度 ・消費税の計算の概要 ・消費税還付を受けることができる事業者 ・消費税還付の発生が考えられるケース 他
# 1482 (全 5 ページ)	数字の裏付けを強化する 「フェルミ推定」と「原価計算」	<ul style="list-style-type: none"> ・優れたビジネスパーソンに共通する能力 ・東京-新大阪間でコーヒーは何杯売れる？ ・原価計算の考え方で原価を推定する ・回数を重ねて精度を高める

ビジネス関連

# 1631 (全 5 ページ)	関連市場のすそ野を広げる「コト旅行」とは	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業も参入しやすい「コト旅行」 ・団体から個人。モノからコト ・コト旅行で広がる市場のすそ野 他
---------------------	----------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

お気軽にご用命ください

TEL >>> 022-292-2351
 FAX >>> 022-292-2352

貴社名	ご担当者様		部署・所属
所在地	〒		
E-mail	Tel		
ご希望のレポート番号			

※ご記入いただきました個人情報は、ビジネスレポートのご案内およびお届けすることを目的とし、それ以外では利用いたしません。

お困りなことがございましたらお気軽に弊所までご相談ください。